

DC法・DB法の改正について

2020年5月29日、第201回通常国会において、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立し、同年6月5日付で公布されました(令和2年法律第40号)。

詳細は、以下の厚生労働省HPをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00006.html

このうち、確定拠出年金法(DC法)および確定給付企業年金法(DB法)の主な改正内容について、以下別紙にまとめておりますのでご確認ください。

<別紙>

DC法・DB法の改正について

～「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」の概要～

[当社DC運営管理機関先、DB単独・(総)幹事先のお客様へ]
制度変更をご検討の際は、当社営業担当者までご相談ください。

年金NEWSに関する照会先

TEL : 03-5533-5572

[受付時間:月～金曜日 9:00～17:00(祝日、12/31～1/3を除く。)]

E-mail : kikinmadoguti@nissay.co.jp

本資料は、作成時点における信頼できる情報にもとづいて作成されたものですが、その情報の確実性を保証するものではありません。
本資料に含まれる会計・税務・法律等の取扱いについては、公認会計士・税理士・弁護士等にご確認のうえ、貴団体自らご判断ください。
◇2020.7.2 日本生命保険相互会社 団体年金部 団体年金コンサルティングG 発行
(日本-年基-202006-170-0169-D)